

空き家が協力隊の活動拠点に



空き家の新規開拓を進める地域おこし協力隊の山本浩二さんは社会福祉課所属の2人の協力隊と一緒に地域おこしの活動拠点となる空き家を賃借。11月中の活動開始に向け3人でDIYを行っています。



voice
住み替えが簡単にできる物件を空き家で
地域おこし協力隊 山本浩二さん

この物件は協力隊がそれぞれの事業をするシェアオフィスとして広さが十分。将来は家具・家電のリース業も検討中。空き家の活用も含めて住み替えが簡単にできる仕組みをと考えています。空き家を使った好事例をたくさん生み出していきたいです。

活動状況はインスタで

山本さんのDIY動画や森さんの宇城市再発見の投稿も内容満載です。



専用フォーム



移住体験ツアーを開催

日程 11月23日(木)~25日(土)
23日12時 松橋駅集合

申込方法 専用フォーム、または代表者氏名、年齢、人数、連絡先をメール (niko2.smile39@gmail.com)

申込期限 11月15日(金)
地域振興課 ☎32-1906

「活用したい！」から「売れた！」まで

空き家バンク 登録→成約 アレコレ

詳しい住所や担当不動産業者名は公開しません



3 物件情報の公開

物件の登録完了後、市ホームページ・全国版空き家空き地バンクに物件情報を公開します。

2 物件調査

物件登録希望者、仲介する不動産業者、市の3者で立ち会い、登録可能かどうか現地で調査します。

調査担当
地域おこし協力隊
森さん



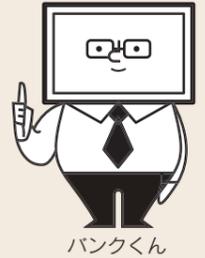
近隣に住んでいる親族などが立ち会ってもOK。調査から登録までは早くても1~2カ月ほど。撮影した写真はホームページに掲載するので、成約率アップのためにも事前の清掃をお勧めします。



1 不動産業者と所有者で細かい情報を共有 2 家の状況をさまざまな角度から 3 360°カメラを設置して部屋の全体像を撮影



持っている空き家をどうすればいいのかわからない、空き家所有者はぜひ参考にしてください。



1 窓口相談・申し込み

所有者



次の三つを持参または郵送

- ・物件登録申込書
- ・物件登録希望者の本人確認書類の写し
- ・物件の固定資産税課税明細書(ない場合は評価証明書)

※所有者(死亡している場合は相続人)から申請が必要です。
※共有物件や複数人へ相続が発生している場合は別途確認書が必要です。

4 利用希望者が物件見学

物件見せてください!



利用希望者



市で物件の見学などの問い合わせを受け付け、不動産業者や物件所有者へ連絡。2者かそのどちらかで対応します。

5 交渉・契約

不動産取扱業者を介して物件の交渉・契約を進めてください。



voice 空き家で移住・定住も

地域おこし協力隊 森寿野さん



空き家は、ずっと閉め切られていると、築年数に関係なく荒れてしまうんです。月に一度、少なくとも年に何回かは状態を確認しないと意外とすぐに使えなくなります。
私は民間の空き家管理士という資格を持っていて、有料ですが掃除や草刈り、郵便物のチェックなど依頼を受けて対応しています。遠方において様子を見られない人などにはぜひ活用してほしいですね。
空き家を引き継ぐときにも、相続をせずに放っておいてしまうと、雪だるま式に相続者が増え、いざ処分したくても売れないという事態も多く発生しているのが現状です。
また、空き家は人口減少の中でも移住や定住を進める貴

重なる財産にもなります。
移住や定住のためには、ただ引越してきて終わりではなく、地域になじむことも大事。きれいなところだけを見せるのではなく、地域本来の姿を体感してもらって、そんな移住体験ツアーも企画しています。
私は、昨年千葉県から移住してきたのですが、宇城市で出会った人は、皆さんいい人たちばかり。人を排除しないこの地域の魅力を、交流を通してツアーで皆さんに感じてほしいと思っています。